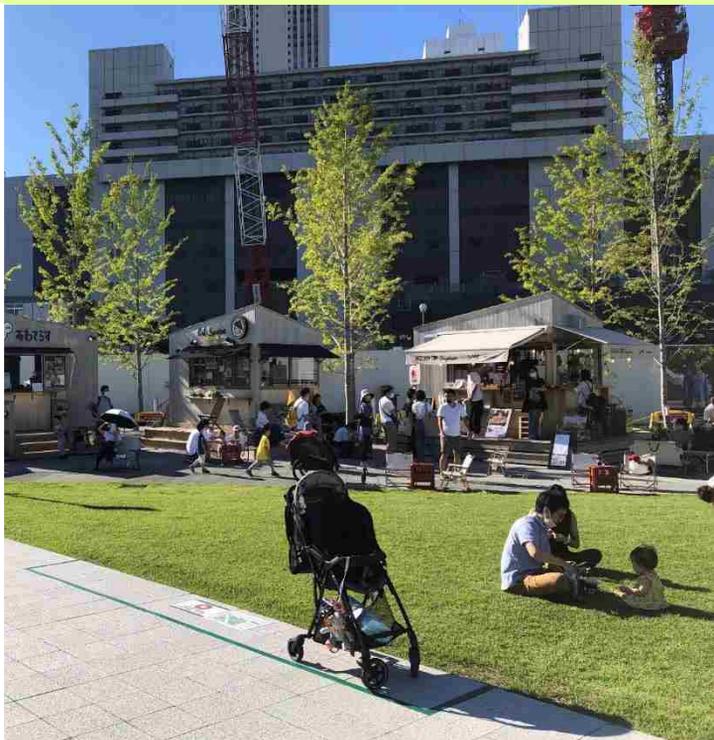


民間事業者の皆様へ 中央区で魅力的な公園づくりに参加しませんか？ ～ Park-PFIの導入を通じた「粋なまち」の実現 ～



事例写真

左上・右上:としまみどりの防災公園(通称:イケ・サンパーク)(豊島区)
左下:新宿中央公園(新宿区)、右下:北谷公園(渋谷区)

詳しくは裏面へ

中央区 Park-PFIの導入の方向性や考え方

1. はじめに

中央区では、「中央区緑の基本計画」(平成31(2019)年3月、中央区)に基づき、公園利用者のニーズや利便性に配慮しながら、公園の魅力向上と効率的な維持管理体制の構築に向け、指定管理による維持管理や公募設置管理制度(Park-PFI)の導入など、民間事業者との連携を視野に入れた公園の整備や管理運営の取組を推進しています。



2017年都市公園法改正 Park-PFI制度

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと



2. 民間事業者の募集条件

本区の公園において、公募設置管理制度(Park-PFI)を導入する場合は、財政負担の軽減及び安全性や利便性の向上が見込めるもので、かつ次に示す条件のいずれかを満たす公園施設を対象とします。



3. その他官民連携事業の導入にあたっての留意事項

その他、公園での官民連携事業を導入する場合は、対象公園の特性や地域特性を勘案した上で、次の事項をできる限りご配慮ください。

- ①グリーンインフラの導入による多様な効果(収益性の向上、賑わい創出等)の発揮
- ②地域の商店街や小規模民間事業者が参画できるような公募対象公園施設の構成施設の設置
- ③公園や地域の状況に応じて、都市公園法に基づく協議会の設立なども含めて柔軟に公園マネジメントに参画

4. 今後のスケジュール(予定)

1年目	Park-PFI制度や区方針の周知(PR)、地元ヒアリング、民間事業者へのマーケットサウンディングの実施
2年目	公募設置等指針の作成・公表、公募受付、事業者の選定

※事業の進捗状況等に応じて、スケジュールは変更となる可能性があります。

問い合わせ先

中央区 環境土木部 水とみどりの課 公園河川係
 〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号
 TEL:03-3546-5435 FAX:03-3546-5639
 E-mail:midori_03@city.chuo.lg.jp